|  |
| --- |
| 指定基準チェック表（第３表）　　　　　　　　（初葉） |
| 法　人　名 |  |
| ３　その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること(1) 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であることア　役員及びその親族等イ 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等(2) 各社員の表決権が平等であること(3) 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること(4) 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと |
| 　(1) |
|  | 　　項　　目区　　分 | 役員数 | 最も人数が多い「親族等」のグループの人数 | 割　合（ｂ÷ａ） | 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 | 割　合（ｄ÷ａ） |  |
| ａ | ｂ | ｃ | ｄ | ｅ |
| ① | 年　月　日～　年　月　日 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| ② | 年　月　日～　年　月　日 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| ③ | 年　月　日～　年　月　日 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| ④ | 年　月　日～　年　月　日 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| ⑤ | 年　月　日～　年　月　日 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| 申請時 | 人 | 人 | ％ | 人 | ％ |
| 　（備考）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。 |
| (2)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 各社員の表決権が平等である | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 申請時 |
|  | 上記を証する書類の名称とその内容等 | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ |
|  |  |

　 |

第３表（次葉）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (3)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　　　　目 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 申請時 |
| 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ |
| 帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ | はい・いいえ |

（備考）　該当する一方を囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。(4)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　　　　　目 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 申請時 |
| 費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |

 |

○記載要領（指定基準チェック表（第３表））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 記　　載　　要　　領 | 注　意　事　項 |
| (1)の各欄 | 区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度を記載します。第３表付表１「役員の状況」を記載して、「ａ」、「ｂ」及び「ｄ」の各欄に該当する人数を転記します。 |  |
| (2)の各欄 | 該当する一方を囲みます。　「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。 |  |
| (3)の各欄 | 該当する一方を囲みます。「①」から「⑤」については、上記(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。なお、青色申告法人に準ずることについて、その具体的な内容は次のとおりです。　・資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと　・仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること　・仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること　・たな卸表を作成すること　・一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書（※活動計算書でも可）を作成すること　・帳簿書類を７年間整理保存すること | 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」を「はい」とした場合には監査証明書を添付してください。「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」を「はい」とした場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。 |
| (4)の各欄 | 該当する一方を囲みます。なお、「①」から「⑤」については、上記(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。 |  |

役　員　の　状　況　　　　　　　　　　　第３表付表１

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 申請時 |
| 役　　員　　数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
|  | 最も人数が多い「親族等」のグループ人数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

|  |
| --- |
| 役　員　の　内　訳 |
| 氏　　名 | 住　　所 | 職名 | 続柄等 | 就　任　等　の　状　況 |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 申請時 | 就任・退任年月日 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

○　記載要領（指定基準チェック表（第３表付表１））

１　「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。

２　「就任等の状況」の「①」から「⑤」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。

　　なお、当該「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第３表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。

３　この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。

　ａ　役員の配偶者及び三親等以内の親族

　ｂ　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

　ｃ　役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　ｄ　ｂ又はｃに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

４　この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。

　ａ　特定の法人の役員又は使用人

　ｂ　ａに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

　ｃ　ａに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ｄ　ａに掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該ａに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

　ｅ　ｃ又はｄに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

５　上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

　　なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

　　○　直接に保有する関係

一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）

○　間接に保有する関係

一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

　　　帳簿組織の状況　　　　　　　　第３表付表２

|  |  |
| --- | --- |
| 法　人　名 |  |
| 伝　票　又　は　帳　簿　名 | 左の帳簿等の形態 | 記帳の時期 | 保存期間 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

○記載要領（指定基準チェック表（第３表付表２））

・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。

・「左の帳簿等の形態」欄は、例えば「３枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。

・「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

|  |
| --- |
| 指定基準チェック表　（第４表）　　　　　　　　 |
| 法　人　名 |  |
| ４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること(1) 次に掲げる活動を行っていないことア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することイ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること(2) その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族又はこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること　 |
| (1) |
|  | 項　　　　　　　　目 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 申請時 |  |
| 宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 　(2) |
|  | 項　　　　　　　　目 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 申請時 |  |
| 役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 営利を目的とした事業を行う者及び(1)の活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 | 有・無 |
| 　 |

○記載要領（指定基準チェック表（第４表））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目  | 記 載 要 領  | 備 考  |
| (1)及び(2)の各欄共通 | 該当する一方を囲みます。「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。ａ　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係ｂ　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係ｃ　上記ａ又はｂに掲げる関係にある者の配偶者及び３親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 | 「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第３表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。 |

|  |
| --- |
| 指定基準チェック表　（第５表） |
| 法人名 |  |
| ５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを主たる事務所又は市内の事務所のうち当該閲覧の請求をした者が選択した事務所において閲覧させること(1) 条例第３条第２項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）　(2) 指定基準（条例第４条第１項各号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類及び欠格事由（条例第６条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類(3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類　(4) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(5) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項を記載した書類(6) 事業の概要等に関する変更の届出のうち指定基準（条例第４条第１項第１号及び第３号）に適合する旨を説明する書類(7) 助成金の支給を行った場合は、助成の実績を記載した書類 |
|  |
|  | 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 | 同　　意 |  |
| する | しない |
| (1) | ア　事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面）イ　役員名簿ウ　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの |
| (2) | ア　申出書に添付した指定基準（条例第４条第１項各号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類イ　申出書に添付した欠格事由（条例第６条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類 |
| (3) | 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 |
| (4) | 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 |
| (5) | ア　前事業年度について、次の事項を記載した書類(ｱ) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項(ｲ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項(ｳ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項・収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引・役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者）との取引(ｴ)　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは３親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日(ｵ)　役員等に対する報酬又は給与の状況a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。）b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項(ｶ)　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日　(ｷ)　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日イ　毎事業年度作成する指定基準（条例第４条第１項第４号から第６号まで（第４号イに係る部分を除く）及び第８号に掲げる基準）に適合している旨並びに欠格事由（条例第６条各号）のいずれにも該当しない旨を説明する書類 |
| (6) | 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準（条例第４条第１項第１号及び第３号）に適合する旨を説明する書類 |
| (7) | 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 |
|  |

○記載要領（指定基準チェック表（第５表））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 記　　載　　要　　領 | 注　意　事　項 |
| 各欄共通 |  | 「条例」とは、「地方税法第314条の７第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年条例第32号。）」をいいます。 |
| 「同意」欄 | 該当する一方を囲みます。 |  |
| 「(5)」欄 |  | ア(ｳ)の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。ａ　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係ｂ　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは３親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係ｃ　上記ａ又はｂに掲げる関係にある者の配偶者及び３親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係ア(ｴ)の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。ａ　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係ｂ　使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係ｃ　上記ａ又はｂに掲げる関係にある者の配偶者及び３親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 |

|  |
| --- |
| 指定基準チェック表　（第７表） |
| 法　人　名 |  |

|  |
| --- |
| ７　法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと |
|
| 法令若しくは条例又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 申 請 時 |
| 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 | 有　・　無 |

 |

○記載要領（指定基準チェック表（第７表））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 記　　載　　要　　領 | 注　意　事　項 |
| 各欄共通 | 該当する一方を囲みます。 | 「①」から「⑤」については、指定基準チェック表（第３表）の(1)に記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。 |

|  |
| --- |
|  欠格事由チェック表 |
| 法人名 |  |
| 次の欠格事由のいずれにも該当していないこと１　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの(1) 指定特定非営利活動法人が地方税法第314条の７第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年条例第32号。以下「条例」という。）第19条第１項各号（第３号から第５号まで、第７号及び第８号を除く。「２」において同じ。）又は第２項各号（第２号（第４条第１項第１号から第３号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。「２」において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から５年を経過しないもの　(2) 認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下「法」という。）第67条第１項若しくは第２項の規定により法第44条第１項の認定を取り消された場合又は法第58条第１項の特例認定を受けた特定非営利活動法人が法第67条第３項において準用する同条第１項若しくは第２項の規定により法第58条第１項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者(4) 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の３、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者(5) 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項目及び「８」において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。「８」において同じ。）２　条例第19条第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から５年を経過しないもの３　法第67条第１項又は第２項の規定により、法第44条第１項の認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しないもの４　法第67条第３項において準用する同条第１項又は第２項の規定により、法第58条第１項の特例認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しないもの５　その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの６　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しないもの７　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しないもの８　次のいずれかに該当するもの(1) 暴力団(2) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの |

|  |
| --- |
|  |
|  | １ | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 |  |
|  |  | (1) | 指定特定非営利活動法人が地方税法第314条の７第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年条例第32号。以下「条例」という。）第19条第１項各号（第３号から第５号まで、第７号及び第８号を除く。「２」において同じ。）又は第２項各号（第２号（第４条第１項第１号から第３号までに掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。）を除く。「２」において同じ。）のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力を生じた日から５年を経過しないもの | 有 ・ 無 |  |
| (2) | 認定特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号。以下「法」という。）第67条第１項若しくは第２項の規定により法第44条第１項の認定を取り消された場合又は法第58条第１項の特例認定を受けた特定非営利活動法人が法第67条第３項において準用する同条第１項若しくは第２項の規定により法第58条第１項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの | 有 ・ 無 |
| (3) | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 | 有 ・ 無 |
| (4) | 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定若しくは神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の３、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 | 有 ・ 無 |
| (5) | 暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項目及び「８」において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。「８」において同じ。） | 有 ・ 無 |
|  |  |
|  | ２ | 条例第19条第１項各号又は第２項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効力を生じた日から５年を経過しないもの | はい・ いいえ |  |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３ | 法第67条第１項又は第２項の規定により、法第44条第１項の認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しないもの | はい・いいえ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４ | 法第67条第３項において準用する同条第１項又は第２項の規定により、法第58条第１項の特例認定を取り消され、その取消しの日から５年を経過しないもの | はい・いいえ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ５ | その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの | はい・いいえ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ６ | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しないもの | はい・いいえ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ７ | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しないもの | はい・いいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| ８ | 次のいずれかに該当するもの |
|  | イ | 暴力団 | はい・いいえ |
| ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの | はい・いいえ |

 |

|  |
| --- |
| 欠格事由１から８のいずれにも該当しないことを誓約します。　　　　　　年　　月　　日主たる事務所の所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　の　名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　表　者　の　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |